

Title	ヘルマン・ヘラー著, 安世舟訳 『ドイツ現代政治思想史』
Sub Title	Hermann Heller, Die politischen Ideenkreise der Gegenwart, übersetzt von Seishu Yasu
Author	中道, 寿一(Nakamichi, Hisakazu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.7 (1982. 7) ,p.139- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820728-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

ヘルマン・ヘラー 著

安 世舟 訳

『ドイツ現代政治思想史』

本書は、Hermann Heller, Die politische Ideenkreise der Gegenwart, Ferdinand Hirt, Breslau 1926 の翻訳である。原題は、本来、『現代政治思想』であるが、「本書は……一九二五年のワイマール・ドイツを動かしている主要な政治思想をフランス大革命以降の政治思想的展開の中でその特徴を明らかにするという叙述形式をとっているので、その実質においてドイツ現代政治思想史である。したがって、その内容をより明確に示すため」(二七三ページ)邦訳書名は、『ドイツ現代政治思想史』と改題されている。本書の構成は、第一章 序論、第二章 ドイツの政治的思考形態の共通の基礎、第三章 君主主義思想、第四章 民主主義思想、第五章 自由主義思想、第六章 国民主義思想、第七章 社会主義思想となっており、巻末には、「ヘルマン・ヘラーの国民的文化社会主義」と題す

る、詳細な訳者解説が付されている。

本書は、ワイマールという現実に深くかかわった著者ヘルマン・ヘラーの、強烈な想いの込められた書物である。それは、彼がヒトラー政権樹立後、亡命地スペインにおいて、四二才の若さで壮絶な死をとげたため、その主要な活動期をワイマール期にもつという理由からだけではない。彼は、ワイマール期、一貫して、ワイマール・デモクラシーを支持したが、彼のワイマール体制へのかかわり方は、アンビバレントであつた。すなわち、彼は、ワイマール体制に満足したわけでもないし、資本主義に好意を持つ自由主義者でもなかった。彼は、経済的不平等を根本的に解消する社会変革なしには、資本主義社会の根本問題は解決されないと考える社会主義者として、しかし、「国際主義」と「史的唯物論」に対する留保条件をつけて、社会民主党を支持するが、この党に対しても厳しい批判を行つた。こうした彼のアンビバレントな態度は、彼独特の社会主義観、すなわち、社会主義と国民主義との結合を構想する「国民的文化社会主義」に由来する。彼は、本来、ナショナルリストとして、ドイツを国民国家として存続させるためには、ベルサイユ条約を承認し、「内政的にはワイマール共和国を歴史発展によつて与えられた国家形態として承認し、それを擁護して行く他に……道はない」という認識(二五四ページ)に立ち、ワイマール・デモクラシーの枠組の中で、社会主義を実現せんとするが、その際、目標とすべき社会主義社会は資本主義社会より高次の文化理念によつて秩序づけられねば

ならないとし、社会主義運動を文化変革運動と規定し、その変革主体を労働者階級に求める。しかし、単に労働者であるだけでは、変革主体になりえない以上、ヘラーにとつて、労働者に、高次の理念を担いうる体制変革の主体としての自覚を与えること、したがって、政治教育が最重要の課題となる。この課題の実践こそ、まさにワイマール前半期におけるヘラーの主要な活動であり、本書は、その実践の産物であつた。それゆえ、本書には、反民主主義者だけでなく民主主義者からも、民主主義や社会主義は、「西欧からの輸入品」「非ドイツ的なもの」と主張され、しかも、ナシヨナル・ボルシェビスト等の「左翼がかつた右翼人」が横行する一種の「思想のるつぽ」状況を呈していた当時の思潮に対して、ワイマール・デモクラシーは、非ドイツ的なものなどでは決してなく、むしろ、ドイツ古典哲学の、したがつて、ヨーロッパ精神の伝統を正しく継ぐものであることを明らかにし、当時の思想の混沌状況に秩序をもたらさねばならないという意図が秘められていた。だから、本書は、「歴史認識とは、すぐれた意味で歴史解釈なのであり、過去を認識する我々が歴史に与える意味づけの行為である。問題は、そうした歴史解釈がどこまで歴史の歩みを正しく評価し、また歴史の方向を鋭く洞察するか否かにかかつている」(宮田光雄「ワイマールの死の教訓」九〇ページ)という意味で、全てを引き受けたヘラーの、歴史とのすさまじい格闘の書であり、人間理性の存在証明の書ともなつている。

まず、第一章において、ヘラーは、本書の課題を、「今日のドイ

ツの政治的理念の形成を叙述すること」と規定し、「現実の、ある部分内容を孤立化し、抽象化して、それらを次に論理的に高昇させ、論理的に理念化することによつて獲得される完結した思推像」としての理念を手懸りに、「政治史の実際の経過をもつばら事後的に孤立化し、理念化することによつて獲得した思推像」と「ある特定の時代の人間の間に支配的であり、そして、その時代の歴史の経過ならびに構造に対して原因となる要因として作用してきた一つの集合的な政治理念」という二つの意味を分わけもち、しかも、形而上学的論理的明確性と倫理的純粋性において少数の精神的指導者によつてのみ把握される、「国家の客観的な構成原理」として第一級の政治理念を設定し、それら政治理念の組み合わせから具体的な歴史状況を考察する方法、しかし、その際、ある理念の色々な態様を思想として叙述するだけでなく、「いろいろな思想そのものの間に一つの連関を見出し、かくしてそれらの思想の発展過程を少なくとも全体的に見て行くという控え目な描写において統一的に把握する方法を提示する。

第二章では、現代政治思想に共通する精神史的基礎を考察するために、ヨーロッパ近代の初発に立ち戻らなければならないことを喚起し、現代政治的思想は、ルネッサンス以来、人間生活の全領域を革新してきた「かのヨーロッパ精神の総体的革命的的部分的結果である」とし、その精神の革命を、人間による自らの理性とその自律性の価値への自覚によつて獲得した、超越的世界像から内在的世界像への転換に求め、それが国家思考と社会思考にも反映して、国家と

社会を社会的原子、すなわち、孤立した一般的で平等な理性的個人から内在的に解釈するようになり、下からの国家の認承が登場し、かくして、民主主義的に完成された国家契約説、人民主権に基づく抵抗権が社会形成力となつて、旧支配の正当性を根底から否定するようになつたと把える。要するに、「現代ドイツの政治理念形成の基礎」とは、「社会内在的な自然の秩序の認識可能性とその実現」という問題であり、「民主主義思想、自由主義思想、国民主義思想、および社会主義思想は、この主要な問題の、相互に規定し合い、かつ、からみ合つている部分問題であり、その解決の試みである」と規定される。そして、これら四思想の関係について「自由主義と社会主義は民主主義の二つの歴史の変型」とし、「国民主義は民主主義の個性化」として、自由主義、社会主義、国民主義は、民主主義の三つの展開形態、とする彼の理解が示される。

以下、各政治思想の検討に入り、まず第三章において、君主主義思想を取り挙げる。その代表的思想として、はじめに自然法論からその正当性を証明しようとしたフリードリッヒ大王の啓蒙絶対主義を扱い、その内容が、「社会契約で結合した者は、服従契約によつて一人の主権者に理性によつて服従し、そして、その主権者に国家目的を実現するために必要とされる彼らの権利を全て譲渡する」ものであるため、かえつて主権者に絶対な権力を与えることになつた点を示し、こうした思想を支えたのは少数の知識人であり、現実的には、「支配者とその封建的な将校団やその官僚との共通の利害であり、伝統であり、教会」であつたことを指摘する。これに対して、

「一つの形態に具体化され、後一九世紀全体を通じてドイツに作用する最も大規模な反動」としての君主主義思想の成立は、フランス革命とナポレオンによる革命原理の国外への拡大とともに「国民主義的・自由主義的・民主主義的傾向に対する最初の大君主主義的反動が起つた」時であるとし、「封建身分と絶対主義の利害と理念の新たな結合」を基礎におくこの思想は、近代自然法に對抗しうる「新たな共同体意識と歴史意識」という精神的武器を政治的ロマン主義から獲得し、F・シュタールによつて体系化されたことを指摘する。

そして、シュタールが、自然法の「脱人格化傾向」¹¹、自然法のアキレスの踵¹²を看破し、「国家は上から下へ構築されるべきであつて、……下から上へ構築されるべきではない」という「人民主権原理に對する全面的對抗の主要な定式」を行ない、「人格神の權威による国家と法の超越的な認承が国家を『人倫国』たらしめる」と主張した点に、彼のドイツ君主主義に對する最大の貢献を認める。しかし、ビスマルクが外政において君主主義原理の維持不可能を認識し、内政においてブルジョアジーをこの原理の支持者へ変える政策をとつたとき、この原理が、超越的役割を失い、合理的功利的に定礎されるようになつたと指摘し、この変化を、「君主政はドイツ人民の最も合目的な組織形態」と考えるH・トライチュケの思想の中に、次いで、君主政を「国家秩序の安定を確保する制度」とみなすラー・バントの国法学の中に認める。そして、以上のことを総括して、「君主主義原理は、……それ自体のうちに、もはやおのれを正当化するものを何ももつておらず、その正当化をすべて相対化する

合目的的考慮に委ねている」と述べ、一九一八年の君主政崩壊を、「もつぱら政治的合目的性的思想のみに基礎づけられた君主政は、その政治的合目的性を実証しえなくなつたその瞬間に、何らの抵抗もなしに民主主義勢力に敗れた」と断言する。最後に、最近の、君主政を国民主義や経済的社會主義によつて正当化しようとする試みに触れ、それらは結局、英雄待望の反映にすぎず、「何ら新しい精神的徴候を示していない」として、君主主義思想の原理的破産を確認する。

第四章では、君主主義思想の対極をなす民主主義思想を取扱う。まず、民主主義を「人民によつて正当化された支配」、「人民全体の意志から独立したいかなる法的権力も認めない支配形態」と定義し、確かに一九一八年までのドイツにおいて君主主義思想が優勢であつたと認めつつ、にもかかわらず一七世紀初頭のドイツにルソーの人民主権論の先取りが存在していたこと、また、ルソーの影響下に人民主権論へと傾斜した思想家の存在したことを想起させ、次いで、カント、フヒテ、ロテックの民主主義論の考察へ入つて行く。カントに関しては、自然法的啓蒙主義のあらゆる政治的思想形態を受け継いだ彼の思想は、政治的民主主義を意味するが、「国家契約の中に客観的な理性法則適合性を入れた」ことにより「国家契約は人民の経験的意志から著しく独立」し、主権の人民の一切の革命権、抵抗権が非難され、「民主主義思想からあらゆる革命的毒牙を抜き取つた」点を指摘し、フヒテに関しては、彼の共同体思想を取り上げ、それが、「民主主義的平等に基礎を置く彼の自由の概念を、

……カントの思考の知らない社会的なるものに近づかせている」とし、彼の民主主義は、「實在的な一般意志の問題」を取扱い、「国民と社會主義の橋渡しする役割を果たした」と高く評価する。ロテックの民主主義に関しては、「自由と権利」を「革命的ではなく合法的方法によつて」市民生活に導入し一般化するという視点から、多数決原理を基礎づけた点、すなわち、「ルソー、カント、フヒテの民主主義思想がドイツの実践的政治生活に流れ込んで行つた河床を築いた」点に意義を求める。要するに、ドイツの代表的な民主主義思想家が非革命的であつたため、民主主義革命は上から行われ、結局は「不完全な部分的事業に止まつた」ことを例証する。次に、「平等思想の普遍性」を取り挙げ、本来、民主主義は「世俗化されたキリスト教」として實質的平等を意味していたが、この平等理念に依拠して支配権を掌握したのがブルジョアジーであつたため、成立したのは自由主義的民主主義でしかなく、その法治國家観は、「それ自身の思考の基礎から生ずる帰結に恐れを抱き、民主主義的な法意識の無限の平等主義的な傾向を抑制するために、法律の前の形式的平等へと退却」した点を指摘し、「今日、民主主義的正当性以外の支配の正当性は絶対存在せず」、社會生活の全領域における民主主義化は不可避である以上、形式的平等を實質的平等へと拡大しなければならぬと強調する。そして、このことを當時の問題に結びつけ、「民主主義の危機とは？ 精神的にみて民主主義の危機は存在しない。……危機の状態にあるのはただ民主主義的議會主義的技術だけである」と明言し、その危機の原因を「民主主義思想そのものの

修正」、すなわち、自由主義的民主主義から社会的民主主義への移行、「民主主義の強化と個性化の実現をはかろうとする志向」に求め、それに対し、「今日自由にしうる民主主義的手段、とりわけ議會主義をもつてしては達成しえない」と判断する。そして、最後に、議會主義に代る方法としての独裁に触れ、シュミットの主権独裁と委任独裁の区別を引用し、「独裁は民主主義的に認承された手段」としつつも、後に示す独裁への激しい批判と比べれば、その語調は弱いけれども、独裁を用いる目的に問題点を認めている。

第五章では、自由主義と国民主義と社会主義を民主主義の展開形態とみる自らの理解を再確認しながら、自由主義を「国家からの自由の理念を表わす言葉」と規定し、ヨーロッパの自由主義思想の系譜と、ドイツにおける自由主義思想の、少なくともその栄光の足跡を概観し、ここでは主として、南ドイツの自由主義と比べて、その展開において多くの変質を被つた北ドイツの自由主義を取扱う。この自由主義は、歴史主義的・ロマン主義的・国民主義的影響を受け、「一切の革命的態度とは全く関係のない、独特の歴史的観念的精神」を特徴としてもち、W・フンボルトがその代表的思想家であること、そして、彼においては、国家からの自由のみが問題であつたため、自由の要求は国家という全体性にたやすくからめとられる性質をもつこと、それゆえ、この自由主義は「国家がただ法を守るという意味の法治国家を望む」しかないこと、そして、この要求に対応したのが、シュタイン・ハルデンブルクの改革であり、この改革

も君主主義的、封建的反動に阻止され、不十分に終るや、自由主義思想は次第にそのパトスを失い、ついには、「一方において経済帝国主義的目的のために、他方において……社会主義運動を抑圧するため」国家権力と結合したことを指摘し、「自由主義思想は自律的個人の保護を要求することによつて非常に多くの国法的・社会的制度を生み出し、……文化の全体に強固な根を下ろしているため、……消えてなくなることはない」と評価しながらも、「自由主義思想そのものは政治的に時代に合わないものになつた」という判断を下す。

第六章では、「文化共同体的に個性化された人民による政治的支配の正当化」と定義する国民主義思想を取扱う。この思想は、フランス革命によつて政治的重要性を持つようになつたが、本来、政治的運命共同体と文化的共同体の二要素を有している。しかし、一八世紀末に生まれたドイツの国民主義思想は、理想主義的、世界市民的な文化共同体であつて、政治的運命共同体意識を欠如し、国家権力を危険視さえていた。この傾向は、当初の自由主義だけでなく、政治的ロマン主義者のカトリック普遍主義にも認められ、結局、この思想は、政治的な権力闘争の現実の中では継続的に自己主張しえず、次第に後退して行き、ついに、ビスマルクによつて、国民主義思想の正統主義的普遍主義と世界市民的理想主義に終止符が打たれ、国民国家が形成された。ここで、ヘラーは、ヘーゲルを取り挙げ、彼を「ドイツ人に国家理性と権力国家の価値を認識することを最初に教えた人」として高く評価し、もしブルジョアジーがヘーゲ

ルから多くを学んでいれば、少なくとも、文化共同体意識を排除することによつて進められたビスマルクの方向とは異なる、他のドイツ国民国家実現の可能性を示唆し、それによつて被つたこの思想の大きな変質を明らかにする。しかし、より重大な変質は、一九世紀末の帝国主義によつて引き起され、この思想が他民族に対する支配とその経済的搾取の思想、外への軍事的、経済的な権力拡大を意味するようになつたこと、さらに、最近の国民主義思想の新たな動向に目を転じ、従来の文化国民主義的思想や国家国民主義的思想とも異なる、第三の「自然国民主義思想」の登場を指摘し、それが「生物学的血の連関」を基調とする人種的ナショナリズムであることを強調し、その危険性を説く。それゆえ、最後に、国民主義思想は、内面的文化共同体が外的権力の基本を成すという意味で、今日最も強力な政治的社会的力であることを確認しつつ、その本来の意義を復活させること、したがつて、それをヨーロッパという包括的な基体で補充させる必要性を説く。

さて、最後の第七章では、社会主義思想を取扱う。彼は、「社会主義の政治思想は、系統的には社会民主主義のそれと同一」とし、自由民主主義との比較において、社会民主主義を、形式的に平等な権利主体としてではなく、心・身の全体性としての人間から出発する、したがつて、社会的に連帯的な全人民のみを支配の正当化根拠にもち、現実を直視して、社会経済的諸関係の公正な規制をめざす思想と規定し、ドイツにおける社会民主主義の発展を追う。まず、フィヒテの『封鎖商業国家』を取り挙げ、そこにおいて彼が、経

済からの倫理的個性の擁護を国家による経済の規制に求めたこと、自由主義的法治国家観から社会国家・経済国家への移行を行つている点を指摘し、それを「ドイツの最初の社会主義的思想体系」と評価する。次いで、ドイツ社会主義の発展に多大な影響を及ぼしたマルクス主義の批判的考察に入る。彼によれば、マルクス主義は、社会主義達成の目標を、「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件である、結合体」と定式化し、その実現方法において、「因果律的な自然の秩序、すなわち『人間の社会史を支配し』、そして必然的に自由と平等を実現する『普遍的な運動法則』を発見したと信じ」、それを「現実生活の生産と再生産」に求め、さらにまた、それによつて実現される「結合体」は無支配状態とするが、ここでは、「政治理念の独自性」、「政治の二つの固有の手段、すなわち、一方における啓蒙と洞察、他方における政治的暴力の、効果的に社会を形成する能力」が無視されているため、「ある政治的格率への道は決して開かれない」とし、彼は、そこから次に、マルクス主義国家論の一面性批判に移る。彼は、国家概念を、抑圧国家と団体国家との二概念に分け、「一階級が他の階級を抑圧するための機構」とみるマルクス主義国家観は、国家に抑圧機能のみを認め、総括機能を認めない抑圧国家観で、それは、「団体国家の、部分をもつて全体を表わす概念」であるとし、国家をマルクス主義国家観のみでみる限り、団体国家は、「解かれない剰余として残り続けるであろう」、したがつて、「今日、社会主義において、マルクス主義国家論を根本的に変更しない政治思想は一つもない」と批判する。次に、

以上のことを前提にして、社会主義思想を、「経済に対する、自由な人民国家に組織された人民意志の支配」と確認し、社会主義の要求が、帝制期から今日まで、諸領域においてどれだけ制度として実現されてきたかを考察し、最後に、社会主義の国際的思想に触れ、「世界の規制なしには、経済の国民的規制も不可能であるという経済政策的・文化政策的理由」から、社会主義国家実現のため、「確固とした国際的政治組織」の必要性を説き、そのためにもまず、ヨーロッパ精神の奥底からの革命の必要性を強調し、その実現に期待を託し、本書を閉じている。

本書を読み通しての感想は、本書が三十年代半ばの著者により、しかもワイマール中期に書かれたという事実にもかかわらず、ワイマールの悲劇を前提にして本書の内容をみて行くとき、その洞察力の鋭さと明確さに驚かされる。そして、何よりも、著者が本書の中で一貫して保持した態度、すなわち、特殊・固有なものをそれとして切り離すのではなく、それを常に普遍的なもの結びつけ、その関係の中で、普遍的なもの特殊・固有なものを同時に評価して行く態度、そして、それを支える科学への信頼、すなわち、あるがままの現実をあるがままのものとして受けとめながら、にもかかわらず、その現実を自ら主体的に切り取るしかなく、それによつて以外に現実を生きる重みに耐ええない、そのための科学への信頼に、今さらながら驚かされる。もつとも、本書でみる限り、それらのことが、かえつて彼の「国民的文化社会主義」表現の自信に、樂觀性の

紹介と批評

色彩を帯びさせているようにも思われる。しかし、その死まで常に直面したであろう困難な現実を想うとき、その理想と現実との間で彼を支え続けたものがこの自信であつたとすれば、樂觀性の言葉は取り去らねばならないかもしれない。

最後に、『国家論』に続く本書の訳業はもちろんのこと、巻末に付された解説論文は、恐らくヘラー研究の最も高い水準の一つであることを確信し、訳者の労に敬意を表したい。

(御茶の水書房・一九八一年・二四〇〇円)

中道 寿一